

淀川水系流域委員会 第54回委員会

議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

西野委員
寺川委員

日 時 平成18年12月 7日（木）
午前10時01分 開会
午後 1時37分 閉会
場 所 みやこめっせ 1階 第2展示場A

〔午前10時 1分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第54回委員会を開催いたします。本日の出席委員は16名、定員数の13名に達しておりますので委員会として成立しておりますことをご報告いたします。司会進行は庶務近藤でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に配付資料のご確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料でございますが、資料はお配りしました袋に入れてございます。「発言にあたってのお願い」黄色いペーパーでございます。「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がつけてあります資料で「報告資料1」「審議資料1-1-2、1-2-2」「審議資料2-1、2-2、2-3」「その他資料」「参考資料」合わせて8点でございます。

なお、「審議資料1-1-1、1-2-1」につきましては、委員におかれましては机上資料として、一般傍聴席にお座りの方々には閲覧資料となっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、前回の委員会であります11月22日開催の第53回委員会以降に寄せられた意見を整理しております。

続きまして発言に当たってのお願いでございますが、発言いただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、発言の際には必ずマイクを通しお名前を発声してからご発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただくようお願いいたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただくかマナーモードの設定をお忘れなくお願いいたします。

それでは、今本委員長よろしくお願いいたします。

今本委員長

今本です。12月に入りましてお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。このところ委員会は休止問題で揺れておりますが、それとは関係なく審議は審議できちんとやりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず報告事項を庶務からお願いします。

〔報告〕

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務の高橋でございます。これから、前回委員会以降まだご報告申し上げておりません会議の開催内容のご報告をさせていただきたいと思っております。お手元の報告資料1のところにかがみがございますが、順にご説明させていただきます。

第4回水位操作WG検討会が11月13日に開催されました。主な検討内容でございます。水位操作WG意見書につきまして検討がなされました。また、河川管理者による資料説明と質疑応答がなされました。以上でございます。

続きまして、第10回住民参加部会及び第5回意見聴取反映WG検討会合同会議でございます。11月15日に開催されました。河川管理者より資料説明がなされ、その後、意見交換がなされました。主な内容はここに書いているとおりでございます。そして、一般傍聴者からの意見聴取ということで5名の方からご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第5回水位操作WG検討会でございます。11月21日に開催されました。決定事項でございます。次回以降の水位操作WGの日程が次のとおり決定しました。第6回水位操作WG検討会11月8日、第7回水位操作WG検討会12月19日、そして河川管理者より資料説明がなされ意見交換がなされました。主な内容はここに書いているとおりでございます。また、水位操作WG意見書についての意見交換がなされ、一般傍聴者2名の方からご発言がございました。

続きまして、第79回運営会議でございます。11月22日に開催されました。主な議題は第53回委員会の進め方でございます。以上でございます。

続きまして、第53回委員会でございます。11月22日に開催されました。決定事項でございます。ダムフォローアップに関する質問事項や検討すべき事項について河川管理者と質疑応答や意見交換を行う検討会を開催するということが決定されました。報告の概要でございます。ダム等の管理に係るフォローアップについてでございます。河川管理者より説明がなされた後、質疑応答がなされました。また、部会WGの検討状況と今後の予定について検討がなされました。さらに、今後の流域委員会についてということで河川管理者よりご説明があり、今後の流域委員会についての質疑応答がなされました。詳細はここに書いているとおりでございます。そして、一般傍聴者6名の方からご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第8回利水・水需要管理部会でございます。11月23日に開催されました。「水需要管理に向けて（061123版）」に基づいて意見交換がなされました。そして、今後の進め方について第54回委員会で部会としての最終案を示したいということが決まりました。また、一般傍聴者3名の方からご発言がございました。

続きまして、第80回運営会議でございます。11月28日に開催されました。第54回委員会の議事進行について、ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について、そして今後の予定について審議がなされました。なお、その他のところに書いてございますが、寺川委員が水位操作WGの委員として承認されました。以上でございます。

今本委員長

ただいまの報告に対しまして、ご注意、ご発言いただくことはございませんでしょうか。

〔審議〕

1) ダム等の管理に係るフォローアップについて

今本委員長

ございませんようですので次に進ませていただきます。3番目の審議です。最初はダム等の管理に係るフォローアップについてということで、きょうは2つのダムについての説明を河川管理者にお願いしております。では、よろしく申し上げます。

河川管理者（水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所長 野口）

水資源機構木津川ダム総合管理所の所長をしております野口でございます。よろしくお願いたします。

それでは、これより高山ダムそれから青蓮寺ダムのフォローアップ調査、定期報告につきましてご説明させていただきます。定期報告書自体は非常に厚いものでございますので本日はお手元に概要版というものを用意させていただいております。これに基づきましてポイントを絞ってご説明させていただきます。なお、時間の関係もございまして、お手元の概要版すべてをご説明しますと時間が足りませんので、少し省略させていただくものもございましてご了承お願いいたします。

それでは、まず高山ダムでございます。まず、4ページ目でございますが、ダム流域の概要ということでございます。高山ダムは木津川本川の支川でございます名張川とのちょうどつけ根のところに建設されましたダムでございます。流域面積が615km²です。ダムのある付近はちょうど京都府・奈良県・三重県の県境付近に位置しております。流域内の人口は約13万5,000人ということでございまして、その流域内に名張市がございます。名張市は大阪圏のベッドタウンということで人口が増加しているところでございます。この流域内に青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダム、3ダムが位置しているということでございます。

高山ダムの諸元等でございます。ダムの形式はアーチ重力式コンクリートダム、ダムの高さが67m、ダムの竣工が昭和44年8月ということで昭和44年度から管理を開始しております。ダムの目的でございますが、4点ございます。1点目は洪水調節、2点目は木津川沿川の既得用水の安定取水及び河川環境の保全、それから3点目が阪神地区の上水道用水として最大5.0m³/sを補給、4点目が発電で、関西電力の事業参加によりまして最大出力6000kWの発電を行っているというものでございます。

ダムの構造でございます。ダムからの水の放流でございますが、このダムにつきましては選択取

水設備がついておりません。したがって、この左側にあります低水管理用設備、これはダムの中層から下の方に取水口がついておりますが、常時はここから水を取水して流しています。洪水になりますと、この真ん中にございます常用洪水吐き4門を使いまして洪水調節を実施するという構造でございます。

次は治水について説明します。木津川流域につきましてはこれまでも幾たびかの大きな洪水が発生しております。昭和28年の台風13号、そして昭和34年伊勢湾台風でございます。

この写真は直近の最も新しい出水でございますが、平成16年、8月の台風11号のときの木津川本川有市地点の状況でございます。右岸側に国道163号線が通っておりますが、そのぎりぎり付近まで水が来ている状況でございます。

これは同じく木津川の河川敷を利用されています笠置キャンプ場の利用状況でございますが、同じくこのときこのキャンプ場が完全に水没している状況でございます。次お願いします。

高山ダムの洪水調節計画でございます。ダム地点で計画高水流量 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ の洪水に対しまして、 $1,300\text{m}^3/\text{s}$ からダムで洪水調節に入り、最大放流量が $1,800\text{m}^3/\text{s}$ で、一定率一定量の洪水調節計画となっております。したがって、ピーク時点で $1,600\text{m}^3/\text{s}$ をダムでカットするという計画でございます。

これは、管理開始以降37年が経過しておりますが、これまでにいった洪水調節の実績でございませぬ。これまで10回洪水調節を実施してございまして、流入量が $1,300\text{m}^3/\text{s}$ 以上のものがピックアップされておるものでございませぬ。ここにありませぬとおりいろいろな出水がございませぬが、管理開始以降最も大きい出水は4番目の昭和57年8月の台風10号でございませぬ。このときの最大流入量が $2,765\text{m}^3/\text{s}$ 、最大放流量 $1,546\text{m}^3/\text{s}$ ということで、ダムで $1,385\text{m}^3/\text{s}$ をカットしました。直近では、先ほど申しませぬ10番目の平成16年台風11号でございませぬ。このときにはダム地点で $1,319\text{m}^3/\text{s}$ の流入がございませぬ。

この洪水調節の効果でございませぬ。ダムの下流地点、加茂地点での水位がどの程度下がったかというもので試算したものでございませぬ。真ん中のグラフがございませぬが、青い線が実際の加茂地点の流量、それから赤い線が本川も含めたものでございませぬが、高山ダムがなかつた場合の計算をした流量でございませぬ。これを水位に換算したものが右側でございませぬ、約29cmの水位低減効果があつたものと試算してございませぬ。

洪水調節のまとめでございませぬ。高山ダムは、現在まで計画規模相当の洪水は発生してございませぬが、中小規模の洪水に対して洪水被害の軽減に貢献してございませぬ、今後も引き続き適切な維持管理によりその効果を発揮していく必要があるものと考えてございませぬ。

次は利水補給でございます。高山ダムの利水補給は大きく2点ございます。1点は大阪府及び兵庫県の諸都市に対する水道用水の補給でございます。この右側の表にありますとおり、最大5m³/sの水道用水を補給するということでございます。2点目は木津川沿川の既得のかんがい用水を安定的に取水できるように、また河川環境の保全のため必要な量をダムから補給するということでございます。

過去いろいろな湧水があったわけでございますが、直近10カ年間の高山ダムの貯水池運用実績をあらわしたものでございます。冬場から6月15日までが非洪水期ということで、基本的には常時満水位135m、そして6月16日から洪水期に入りますので夏期制限水位117mに水位を下げます。そして、10月16日から非洪水期に入るため再び水位を回復するというのが計画でございます。10カ年間の実際の貯水池運用状況でございまして、その年の湧水状況等によって水位が変動しております。一番大きいものがこの赤い線でかいています平成8年の貯水池運用でございます。

これは直近10カ年間での高山ダムから補給した総量をあらわしたものでございます。ここにありましており一番多かった年が平成8年度で、約1,200万m³の補給を行っております。次お願いします。

これは発電でございます。高山ダムの発電所によりまして発電を行っておりますが、年によって変動しておりますが、概ね平均でいきますと2万4,220MWhの電力を生み出していると、これはおよそ6,700世帯の消費電力に相当するものでございます。

利水補給のまとめでございます。高山ダムは、ただいま申しましたとおり阪神地区の水道用水並びに木津川沿川の水利用に寄与しておりまして、今後も適切な維持・管理によりその効果を発揮していく必要があると考えておるところでございます。

続きまして堆砂でございます。管理開始以降、毎年堆砂状況を測量しておりますが、平成17年度時点での堆砂量が約360万4,000m³でございます。もともとダムには計画堆砂容量を計画してありますので、その容量の比率で申しますと約47%です。経過年数が36年でございますので計画より若干早いかなということもございますが、これは主に湛水初期の堆砂が比較的多く、直近10カ年間で見ますとほぼ計画に準じた状況であると考えております。

これは、その実際の堆砂状況を縦断方向で見たものでございます。青い線がもともとの河床高、赤い線が現在の河床高ということございまして、この差分のところに堆砂しているということでございますが、最低水位より下の部分はもともと計画堆砂容量ということに設けておるものでございまして、この容量内に堆砂していると考えられるものが容量に対する比率で約32%程度たまっております。それから最低水位よりも上の容量、これが有効貯水容量でございますが、これが実際の

ダムで運用する容量部分でございます。この部分にたまっている堆砂量を比率で申しますと約2.3%程度ということで、現時点ではダム運用に影響を及ぼすという状況には至っていないと考えております。なお、この上流端付近の堆砂による河床高の上昇といったものも、今のところ顕著なものは見られていないということでございます。

以上より、高山ダムにつきましても、今後とも引き続き堆砂状況を把握していく必要があると考えておるところでございます。

続きまして水質でございます。水質にかかわる外的要因ということでございますが、まず流域内の人口は約13万5,000人程度でございます。流域内の土地利用状況でございますが、山林、茶畑、田、畑、それからゴルフ場等がございます。また、流域内の下水道の普及率でございますが、これは15%程度にとどまっております。

環境基準の類型指定でございますが、ダム湖として湖沼としての環境基準類型の指定はされておられません。名張川全域での河川としては河川A類型に指定されております。

水質調査の状況でございます。この赤い丸が定期水質調査地点、基本的には月1回、年12回実施しておるものでございます。ダム湖内では代表地点網場地点のほか、補助地点2地点合わせて3地点、それから流入河川につきましては支川も含め2地点、それからダムの放流地点で下流で1地点あります。そのほか、高山ダムにつきましては青い丸でかいております水質自動観測装置が設置しており、湖内で2地点、それから流入河川1地点で自動観測を実施しておるという状況でございます。

水質調査の項目と頻度でございます。基本的なダム湖の水質調査については全国マニュアルがございまして、ダム湖水質調査要領に基づきまして実施しております。項目といたしましては一般項目、生活環境項目、富栄養化関連項目及び形態別の栄養塩項目、そして植物プランクトン、こういったものは月1回、年12回の頻度で実施しています。それ以外の項目につきましては年4回ないしは、底質等につきましては年1回の調査でございます。それぞれの項目ごとの具体的に何をやっているかというのは、下の欄にあるものでございます。

水質障害の発生状況をあらわしたものでございます。赤く塗っておりますのが淡水赤潮という植物プランクトンの発生でございます。それから緑の部分が同じく植物プランクトンのアオコの発生でございます。ここにありますとおり春先は淡水赤潮が発生し、また夏から秋にかけてはアオコが発生しておりました。最近、平成15年からはアオコの発生等が確認されておられません。なお、高山ダムにつきましては曝気循環設備の本格稼働が平成15年から開始をしておるところでございます。

高山ダムの水質障害対策ということで水質保全施設が幾つかございまして、主なものとした

しましては曝気循環設備、そのほかに淡水赤潮対策としての分画フェンスあるいは噴水、そのほか浮島といったようなものがございます。

そのうちの代表的なものが曝気循環設備でございます。上の平面図にありますとおりダム湖内で4基設置しております。下にその縦断方向に示したものを示しております。一番遠いところでダムサイトから約3kmほど上流地点に第4号基がございまして、この曝気循環装置は大体水深20mから15mぐらいのところから空気を送り込みまして、その泡が上ることによりましてゆっくりと貯水池内を循環させるという装置でございます。

その効果ですが、右下の方に写真がちょっと載っておりますが、これは2001年の写真でございますが、以前は夏になりますと毎年のように、アオコがこのように発生しておりました。現在、これは平成17年の写真でございますが、アオコが発生していない状況でございます。なお、左上のグラフでございますが、これはアオコの原因種である植物プランクトン、ミクロキスティスの細胞数をあらわしたもので、ダムサイト地点での表層の細胞数でございます。2002年までは毎年のように多くの細胞数が確認されておりましたが、平成15年度以降はこれが大幅に減少しているという状況でございます。

以降、水質項目のうち代表的なもの、特徴的なもののみご説明させていただきます。まず水温でございます。上のグラフが貯水池内の水温分布、表層、中層、底層でございます。大体4月から9月にかけて表層が温かくて下の方が冷たいという成層ができております。10月ぐらいになりますとこれが循環期に入りまして表層から下まで大体均一になっております。なお、平成15年から曝気循環装置を設置しておりますが、この夏場の表層の水温が若干下がっているということがこれでわかるところでございます。

次は溶存酸素DOでございます。上のグラフが貯水池の表層・中層・底層でございますが、青い線が、表層でございますが、夏場に表層のDOが高い時期がございまして、これが植物プランクトンが光合成をして発生しているときと大体一致しているかと思っておりますが、平成15年以降これが減少してきているところが見受けられます。

これはCODでございます。水質の汚れを示す一つの指標ですが、これも平成14年度までは夏場に表層でCODが時々高くなっておりましたが、15年度以降この値が減少しているというところがございます。

クロロフィルa、これも植物プランクトンの発生状況をあらわす指標と考えておりますが、これも先ほどと同じような状況で平成15年度以降減少傾向にあるというところがございます。

これは環境基準の達成状況を見たものでございます。大腸菌群数等につきましては環境基準を満

足していませんが、あとは概ね満足しています。ただ、BODの75%が表層で満足していませんでしたが、16年、17年とこれが達成されてきているという状況でございます。

最後に水質のまとめでございます。高山ダムにつきましては、アオコ・淡水赤潮発生抑制のため水質保全設備を導入しておりますが、今後も効果的・継続的な運用を行っていきたいと考えています。また、下流河川への冷水放流現象、これは春先に若干流入河川水温よりも放流水の方が若干さがるという現象でございますが、その軽減のため、他ダムと同様、選択取水設備の導入の必要性について検討してまいりたいと考えております。

生物関係でございます。高山ダムは、昭和44年完成ということで大変古いダムであるということがございまして、生物調査関係は比較的新しく、平成5年から全国共通の河川水辺の国勢調査より実施をしてきておるところでございます。

その平成5年度からの河川水辺の国勢調査の調査状況でございます。基本的にはこの7項目につきまして5年に1回程度のサイクルで実施してきておりまして、現在まで概ね3巡目ぐらいになっているという状況でございます。

主なものをご説明させていただきます。植物関係でございます。ダム湖周辺はいわゆる自然林というものはほとんど見られなくなっておりまして、現在はコナラを中心とした落葉広葉樹林が分布している状況です。そのほかスギ・ヒノキ植林、一部アカマツ林等がございます。次お願いします。

特にダム湖の湖岸の状況でございますが、これは近年徐々にオオフタバムグラ群落あるいはイタチハギ群落といった外来種の面積が広がる傾向にございます。

魚類でございます。魚類につきましては、ダム湖内につきましては出現している種類は大きくは変わっておりませんが、ブルーギル、コウライモロコ、オイカワ、アユ、こういったものが増加し、トウヨシノボリといったものが減少しています。外来種につきましては、ブルーギル、オオクチバス等が確認されているところがございます。

陸上昆虫類でございます。これにつきましては、ダム湖周辺では周辺の樹林帯あるいは草地等において生息しているような種が確認されております。3回ほど調査をしておりますが、若干変動はございますが大きな変化は見られていないと考えております。

鳥類でございます。ダム湖の水面を利用している鳥といたしましてカモ類、これが比較的多くございます。休息や、あるいは越冬、こういった場所として利用されております。そのほか、ヤミセミ、カワセミといったものが確認されているところがございます。次お願いします。

底生動物でございます。特にダム湖内でございますが、イトミミズ類が高い割合で優占しております。特に河川部分と比較しますときわめて単調な状況にあります。これは、ダム湖内は水深が深

ということ、それから底質が主に泥であること、そういった環境条件を反映したものであろうと考えております。

このほか、高山ダムの環境保全対策ということで2つほど新たな取り組みを実施しております。1点がダム湖の湖岸の裸地対策ということで緑化対策を試行しております。高山ダムは、冬場と夏場の水位差が18mあるということで、夏場になりまして水位が下がりますとそこに裸地があらわれてくるので、景観対策ということで検討しているものでございますが、平成12年、13年と一部その中で試験工区を設けまして検討を実施してきたものでございます。

これが13年度に実施したものの状況でございます。こういう木柵を設けて土砂の流出を防止したわけでございますが、2年経過した後の状況が右側でございます。水位が下がった直後はこういう裸地状態でございますが、1週間程度たってきますと、自然の種子が落ちまして草本類のものが芽吹いてくるということで、1カ月程度しますと大体右上の写真のような状況になり、2カ月たちますともうほとんど周りと同じような状況になっているということでございます。今は試験工区でやっておりますが、今後も引き続きこれを継続してまいりたいと、対象区域を広げてまいりたいと考えております。

2つ目の取り組みでございます。これはダムの下流河川に対しまして人工的に攪乱を与えて河川環境を改善したいということでございます。冬場から夏場に水位を下げるときの水を活用いたしまして、春先にダムから人工的なフラッシュ放流を試行してきております。平成14年度から試験的に現在も実施しているもので、最大40m³/s程度の放流を実施しております。現在、その効果等について調査をしているところでございます。

まとめでございます。以上より、高山ダム周辺におけます動植物の生息状況については、一部で湖岸植生の変化あるいは外来種の確認等が見られておりますが、全般的には顕著な変化は認められていないと考えております。しかしながら、外来種に関しましては在来種への影響等も懸念されることから、今後継続して調査するとともにその対応について関係機関も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、水源地動態でございます。高山ダムは、昭和44年に完成した古いダムということもございまして、管理に入ってからこのダム湖周辺の環境を整備し、水と親しめる憩いの場ということでダム周辺環境整備事業が国土交通省により実施されております。ここにありまして、4地区につきまして昭和61年から平成7年度にかけて整備が実施されたものでございます。

ダム湖の利用状況でございます。これは全国共通のダム湖利用実態調査に基づいて調査されたものでございますが、右上にありますとおり平成12年をピークに若干利用数が減ってきておりますが、

平成15年で年間10万人を超える方がダム湖周辺を訪れられています。主に散策やスポーツ、釣り、こういった方が多いということでございます。

高山ダムと地域との連携ということで、ダムを核にして地域の活性化を目指そうということで地元自治体、関係団体あるいは地域の住民の代表の方々と水源地ビジョンを立ち上げて取り組んでおります。

いろいろな取り組みを実施しておりますが、イベント関係で申しますと、ここにありますような月ヶ瀬レガッタあるいはマラソン大会等々のイベント等も実施しているところでございます。

以上より、ダム管理者といたしましては、水源地域ビジョンにおける地域活性化のための取り組み、これを地域と一体となって連携を図っていききたい。今後ともその連携を継続して推進してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、青蓮寺ダムにつきましてご説明させていただきます。

まず、青蓮寺ダムの流域の概要でございます。ここにもありますとおり、青蓮寺ダムは名張川、ちょうど名張市内の上流にございます青蓮寺川に建設されましたダムでございますが、流域面積が約100km²で、ちょうどこれは三重県と、それから上流の方は奈良県に位置しております。奈良県では曾爾村、御杖村というところでございます。

ダムの概要でございます。ダムの形式はアーチ式コンクリートダム、ダムの高さが82m、ダムの竣工が昭和45年7月ということでございますので、管理開始以降として36年目というダムでございます。ダムの目的でございますが、5点ございます。1点が洪水調節、2点目が流水の正常な機能の維持、3点目が阪神地区及び地元名張市の上水道用水ということで、最大2.49m³/sを補給します。それから4点目が農業用水で、名張、伊賀地区の農業用水として最大1.72m³/sを供給しています。5点目が発電でございます、三重県の青蓮寺発電所での発電が行われているということでございます。

ダムの構造でございます。このダムにつきましては高山ダムと違いまして表層取水設備を持っておりますので、常時はこの設備を使いまして表層の温かい水を下流へ放流することができるダムでございます。洪水になりますとこの真ん中にあります常用洪水吐きを使って洪水調節を実施するというところでございます。したがいまして、高山ダムと若干違いますのは、中層から底層の方の水の流れが比較的少ないというところがあるかと思われま。

洪水調節でございますが、まずこの名張川流域におきましてもこれまで多くの出水・洪水が発生しております。特に昭和34年の台風15号、いわゆる伊勢湾台風では名張市内で大きな被害が発生しております。これを契機に青蓮寺ダムの建設につきまして地元から強い要望が出されたところでご

ざいます。

この写真は昭和28年13号台風のときの名張川の状況でございます。左側の方に、名張の市街地ぎりぎりまで水が来ている状況の写真でございます。

これは昭和34年の伊勢湾台風のときの被災状況写真でございます。名張川に橋が幾つかかかっておりましたが、これらがこういう被害を受けておるところでございます。

これはそのとき名張川から洪水氾濫いたしまして名張市内に水が浸水している状況でございます。これは名張市内のそのときの被災状況という写真でございます。

これが青蓮寺ダムの洪水調節計画をあらわしたものでございます。左側にありますのが平成10年までの洪水調節計画でございます。ダム地点で計画高水流量 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ 、この計画高水に対しまして $100\text{m}^3/\text{s}$ から洪水調節を開始して $600\text{m}^3/\text{s}$ で一定放流をするという一定率一定量方式の洪水調節計画でございました。しかしながら、青蓮寺ダムの下流にございます名張川は現在、河川整備の途上でございます。したがって、この河川整備の改修状況を踏まえて現時点で最もダムの洪水調節効果を最大限に発揮できるようにということで、平成11年、比奈知ダムの管理開始に合わせて青蓮寺ダムにつきましても洪水調節方式の見直しを行っております。これが右にありますように $450\text{m}^3/\text{s}$ から一定量の洪水調節を行います。すなわち、 $450\text{m}^3/\text{s}$ 以上はダムでため込む、そういった洪水調節計画、暫定方式でございますが、これで現在行っておるところでございます。

これは、管理開始以降35年の洪水調節を実施したものでございます。これまで47回の洪水調節を実施しております。そのうち、主なものということで流入量が $450\text{m}^3/\text{s}$ を超えたものを下に載せておりますが、9つほどあります。この中で最も大きい出水は7番目の平成6年9月の台風26号でございます。これは最大流入量 $827\text{m}^3/\text{s}$ が入ってきまして、ダムからの最大放流量は $377\text{m}^3/\text{s}$ 、したがってダムで $517\text{m}^3/\text{s}$ をカットしたということでございます。なお、9番目に最も直近の、おとしでございますが台風11号の出水がございました。このときでダム地点へ $645\text{m}^3/\text{s}$ が流入してきております。なお、このときは、後ほどお話ししますが青蓮寺ダム・比奈知ダムをあわせた統合操作を実施して、名張市内の洪水被害軽減に寄与したということでございます。

これは管理開始以降最大の平成6年のときの洪水調節の実績でございます。ダム地点 $827\text{m}^3/\text{s}$ 入ってきたものをこの赤い線、これがダムからの放流量でございます。

そのときの効果でございますが、ダムの下流地点名張市内に上名張地点というのがございます。その地点で水位がどれくらい軽減されたというものを試算したものでございます。右側のグラフにありますとおり赤い水位、これが青蓮寺ダムありきの水位でございますので実際の水位でございます。それに対しまして、もしも青蓮寺ダムがなかったとすればということで試算したものが青い水

位でございます、約68cmほどの水位低減があったものと考えております。

次は、おととしの平成16年8月台風11号のときでございます。これは非常に短時間でかなり激しい雨が降った雨でございます。時間雨量30mmから40mmの雨が四、五時間続いたということで、名張川の水位が急激に上がった状況でございます。このときは青蓮寺ダムと比奈知ダムの統合操作によりまして、先ほどのルール、青蓮寺ダムにつきましては $450\text{m}^3/\text{s}$ から洪水調節でございますが、このときは $300\text{m}^3/\text{s}$ からダムでため込みを行いました。比奈知ダムにつきましてもこういう操作をしたということでございます。

そのときの効果でございます。次のページでございます。同じように名張市内の上名張地点での水位低減効果を試算したものでございます。赤い線が実際の水位でございます。それに対しまして青い線が青蓮寺ダムがもしもなかったとしたときの水位でございます。これでいきますと約75cmほど水位低減を果たしました。このときはさらに比奈知ダムも統合操作しておりますので、もしも青蓮寺ダムと比奈知ダムが両方ともなかったといたしますと、約1m9cm水位が上昇していたものと考えております。

これはそのときの名張川の状況でございます。右岸側に名張の市街地が密集しておるところでございます。かなりぎりぎりまで水が来たという状況でございます。

以上より、青蓮寺ダムにつきましても計画規模相当の洪水は現時点では発生しておりませんが、中小規模の洪水に対しまして名張川沿川の洪水被害の軽減に貢献しており、今後も適切な維持・管理によりその効果を発揮していく必要があるものと考えております。

利水補給でございます。青蓮寺ダムにつきましては3点ございます。1点目が大阪府・兵庫県の諸都市に対する水道用水及び地元名張市の水道用水ということで、この表にありますとおり阪神地区が最大 $2.3\text{m}^3/\text{s}$ 、名張市が $0.19\text{m}^3/\text{s}$ ということでございます。2点目が、名張川及び木津川沿川の既得のかんがい用水を安定的に取水するため及び河川環境の保全のためということでの必要に応じてダムからの補給を行います。3点目が、伊賀市、名張市にございます農地への特定かんがいということで用水補給を実施しております。最大 $1.72\text{m}^3/\text{s}$ を補給しております。

これまでいろいろ湧水等発生してはりましたが、湧水等で下流へ補給した結果ダムの水位が下がるということで、昭和59年の湧水の時、それから平成8年の湧水の時にはダムの湖底に沈んでおりました古い香落橋が顔を出したといった写真でございます。

これは直近10力年間の青蓮寺ダムの貯水池運用実績でございます。

これも年によって変動しておりますが、特に平成8年につきましてはこのように水位が下がったということで、下流へ補給を実施したということでございます。

これは青蓮寺ダムから下流への補給を実施した総量をあらわしたものでございます。直近10力年間であらわしておりますが、比較的多かったものが、平成8年、14年、17年とございまして、平成17年で約1,100万 m^3 の補給を行ったというところでございます。

これは、伊賀市・名張市にございます青蓮寺パイロットファーム、農業用水でございまして、そこへの補給実績でございます。計画取水量に対しましてほぼ100%の水を補給しているという状況でございます。

発電につきましては時間の関係上割愛させていただきます。

以上より、青蓮寺ダムの利水補給につきましても阪神地区並びに木津川及び名張川沿川の水利用に貢献しておりまして、今後も適切な維持管理によりその効果を発揮していく必要があるものというふうに考えております。

続きまして堆砂でございます。ダム管理開始以降、平成17年度の時点での堆砂量でございます。これまで103万4,000 m^3 程度の堆砂があるものと考えています。これが、いわゆる計画堆砂容量に対する比率で見ますと約30%でございますので、経過年数36年ということから考えますと計画より若干少な目になっているのかなということでございます。

これも高山と同じように当初の河床に対する現在の河床堆砂状況をあらわした縦断図でございます。これも、最低水位以下の計画堆砂容量内にたまっている比率でいきますと約20%程度というふうに考えております。最低水位より上の部分、いわゆる有効貯水容量内にたまっている部分で見ますとこれは約1.5%程度というふうに考えておりまして、現時点ではダム運用に影響を及ぼす状況には至っていないものというふうに考えています。なお、高山と同様ここも上流端における河床高の上昇といった顕著なものは見られていないというふうに考えております。

以上より、青蓮寺ダムにおきましても、今後とも堆砂状況を適切に把握していきたいというふうに考えております。

続きまして水質関連でございます。水質に関連します流域の外的要因ということで、まず流域内の人口でございます。約4,500人程度の人口がございまして、土地の利用状況ですが、こちらやはり森林、田、畑等が主でございます。これは若干減少傾向にあります。このほか、ゴルフ場の開発も一部見られています。それから畜産関係でございますが、現時点ではこういったものは行われておりません。それから、流域内の下水道の整備率でございますが、基本的に水道整備は今のところ整備されておられません。

環境基準の類型指定でございます。高山と同様、こちら湖沼指定がございまして、河川A類型に指定されているところでございます。

水質調査の状況でございます。ここにありますとおり、水質調査のポイントにつきましては、ダム地点では3地点、そして流入河川、これは本川と支川がございますのでそれぞれ1地点ずつ、そしてダム下流地点で、定期水質調査を実施しております。

これは水質項目とその頻度でございます。これも高山ダムと基本的に同じように、主要なものにつきましては月1回、年に12回ということで実施しておりますところでございます。

青蓮寺ダムの水質障害の発生状況をあらわしたものでございます。これもピンクが淡水赤潮、緑色がアオコの発生状況でございます。淡水赤潮につきましては以前より発生しておりまして、平成15年、17年は発生しておりませんが、毎年のように発生してきております。なお、平成13年、14年、15年とこの3カ年間にしましては夏場にアオコが発生しております。16、17は現時点のところ発生しておりません。

この水質障害対策といたしまして、淡水赤潮を抑制する対策として分画フェンスを設置しております。これは、ここにありますとおり本川と支川それぞれに水深で約5m程度のシートを設置しております。これで上流の方に発生した淡水赤潮が貯水池全体に広がるのを防止するというで設置したものでございます。それぞれ、平成13年、16年に設置しております。

次をお願いします。これはその分画フェンスの設置効果をあらわしたものでございます。この写真にありますとおり、左側が上流でございます、分画フェンスの上流側は淡水赤潮が発生して色がついている状態。フェンスから下流が、それが拡散・拡大していない状況をあらわしているものでございます。

以降、水質の主な項目のみご説明させていただきます。水温関係でございますが、こちらもどのダムでも見られますように、4月から秋口にかけて、表層の方で温かく下の方が冷たいという水温の成層化が見られております。ただし、低層につきましては1年をとおしまして一定の水温という状況でございます。それから、下のグラフは流入河川の水温とダムからの放流水温をあらわしたものでございます。ほぼ一致しておりますが、ただ秋口から冬口にかけて若干放流水温が流入水温より温かい。これは、夏場に温められた水が放流されておることかと思えます。

これは溶存酸素、DOでございます。特徴的なところでいいますと、低層で夏から秋にかけてDOがゼロに近くなっている、いわゆる貧酸素状態になっています。この要因でございますが、先ほどダムの構造でお話ししましたとおり、常時は表層から水をとっていること、それから洪水時も中層の洪水吐きから放流しているということで、比較的low層の水の流れが、移動が少ない、それが要因として考えられるのではないかなと思われま。したがって、今後、この低層への溶存酸素の供給ということでほかのダムでも実施しております深層曝気装置の必要性について検討してまい

りたいというふうに考えております。

クロロフィルa、これは植物プランクトンをあらわす指標と考えておりますが、この青いグラフにありますとおり、夏場になりますと表層で高い値が示されております。これが、先ほども申しました赤潮・アオコの発生と一致しているのではないかなというふうに考えています。

ほかの項目については時間の関係で省略させていただきますが、環境基準の達成状況でございます。大腸菌群数につきましては環境基準を満足しておりませんが、それ以外の項目につきましてはおおむね環境基準を満足しているという状況でございます。

最後に、青蓮寺ダムにおきましては、水質等に対しまして、富栄養化によります淡水赤潮、アオコの発生が一部確認されております。今後は、特にこの淡水赤潮発生抑制のために設置した分画フェンスの効果につきまして引き続き調査するとともに、先ほど申しました秋口から冬にかけての温水放流に対する対策として選択取水設備の必要性について検討してまいりたいと考えています。また、貯水池低層の貧酸素状態を改善するという観点から、深層曝気設備の必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

生物関係でございます。青蓮寺ダムも高山ダムと同様比較的古いダムでございますので、生物調査は平成5年の河川水辺の国勢調査から実施しておるところでございます。

この水辺の国勢調査の調査状況でございますが、高山ダムと同様おおむね5年に1度ということで、おおむね現在3順目になっているところでございます。

主なものについてご説明します。植物でございますが、ダム湖周辺ではスギ・ヒノキ植林がもっとも多く分布しておりまして、このほか、コナラ群落、ケヤキ群落等が見られます。なお、湖岸部分ではイタチハギ群落、クズ群落といったものが見られているところでございます。

魚類関係でございます。ダム湖内の魚類相を見てみますと、出現してきます種類は大きくは変わっておりませんが、平成13年ではコウライモロコが確認されるとともに優占種というふうになっております。そのほか、ニゴイ、トウヨシノボリといったものの増減が見られています。外来種といたしましては、オオクチバス、ブルーギル、こういったものが確認されているところでございます。

鳥類でございます。ダム湖では、マガモ、オシドリ、カイツブリ、ヤマセミ、カワセミなどが確認されております。ダム湖周辺で確認されています種類の数といたしましては大きな変化は見られていないのかなというふうに考えておるところでございます。

底生動物でございます。ダム湖内部につきまして、やはり高山と同様、イトミミズ類、ユスリカ等、こういったものが確認されているというところでございます。河川部分と比較すると、比較的単調な状況になっているというところでございます。

以上、生物関係でございますが、青蓮寺ダム周辺におきます動植物の生育、生息状況、一部で湖岸植生の変化あるいは外来種の確認等が見られておりますが、全般的に見ますと顕著な変化というものは現時点で認められていないというふうに考えております。しかしながら、外来種に関しましては高山と同様在来種への影響等が懸念されるという観点から、今後も継続した調査及びその対応について関係機関も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、水源地動態でございます。

青蓮寺ダムは、非常に名張市内に近いという立地条件がございます。そういった中で、やはりこのダムにつきましても、管理開始後、国によります青蓮寺ダム周辺環境整備事業が実施されております。ここにありまして、6地区についてこのような整備がなされたところでございます。

ダム湖の利用状況でございます。こちら平成9年がピークでございますが、それ以降減少傾向にはございますが、平成15年度時点でも約7万8,000人程度、年間に多くの方が訪れられているということで、こちら散策、釣り、野外活動、スポーツ、こういったもので利用されている状況でございます。

青蓮寺につきましても、地域の活性化に向け地域との連携のための水源地域ビジョンを策定して、いろんな取り組みを実施しておるところでございます。

いろんな取り組みがございますが、イベント関係でいいますと、次にありまして、カヌー教室あるいは青蓮寺湖駅伝競争、あるいは住民の方々と一体になったごみ拾いのクリーンハイキング、こういった活動、取り組みをやっているということでございます。

最後でございます。以上、青蓮寺ダムにつきましても、今後ともダム管理者といたしまして水源地域ビジョンに基づきます地域との連携を継続してまいりたいというふうに考えていくところでございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

今本委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問やご意見を承りたいと思っております。

まず、最初に高山ダムからいきたいと思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

千代延委員

千代延です。ちょっと声が悪いですがよろしくお願いします。

利水で、高山ダムでいいますと17ページに高山ダムの補給実績というのが出ております。この2ページ前の15ページに近年の湧水発生状況というのがありまして、10年で見ますと、平成8年から

以降を見ますと、高山ダムに関するところは取水制限というのは起こっておりません。ということは、この10年で言いますと高山ダムに加わっている利水者の要求している取水量というのは100% 応じることができたんだと思いますが、このことを一つ確認させてください。

それから、ここの資料では補給実績という量が出ております。今すぐにとということではありませんけれども、逆にまだこれだけ補給できたんだという量があればほかのことが考えられると思います。以上です。

河川管理者（水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所長 野口）

1点目の方でございますが。

千代延委員

といいますのは、何でこんなことを聞いたかということですが、今、利水安全度の低下、これは言葉を変えて貯水施設からの供給能力の低下ということを言われておりますが、この高山ダムについてはそういうことがこの10年間起こらなかったというふうに考えていいかどうかということでお尋ねしております。確認したいと思います。

河川管理者（水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所長 野口）

野口でございます。この15ページの淀川の湧水発生状況でございます。この備考の欄につきましては主なものというので記載していと思いますが、ちょっとこれは確認させてください。実際には、昨年、平成17年も高山から補給を実施しておりますので、ちょっと記載漏れ等があるかもしれませんので、これは確認させてください。

今本委員長

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。12ページでございますが、ダムによる水位・流量低減効果についてお伺いをします。この12ページの表で57年の洪水を再現してその効果とありますが、ダム地点で $1,385\text{m}^3/\text{s}$ の調節量があるとされております。それが、下のグラフで加茂地点まで下りますと、このグラフで読み取る限り $500\text{m}^3/\text{s}$ を切った効果量のようにうかがえます。つまり、ダム地点で $1,380\text{m}^3/\text{s}$ あったカット量が加茂地点まで来ると $400\text{m}^3/\text{s}$ に下がっているというふうなことが読み取れるわけですが、こんなにダムの効果というのは下流へ下ると、この両地点の間は10キロほどだと思えますが、低減するのかどうかということについて何か事情があるのかと。

これは、関連しましてもう1つの方のダムで見ますと、恐縮ですが同じような関連でありますから質問をしますと、同じく13ページであります。青蓮寺の方です。

平成6年の表ではダム地点で $517\text{m}^3/\text{s}$ のカットがあったものが、下の方のグラフで見ますと、要するに青線と赤線との差でありますが $400\text{m}^3/\text{s}$ ほどなんですね。距離も違いますからそうでしょうが。ここでもう一つ、次のページにありまして、今度は、これを見ますとちょっと腑に落ちないことがありまして、15ページですが、 $335\text{m}^3/\text{s}$ のダム地点の調節量に対しましてこの青線と赤線の方のグラフから読み取りますと、これは下流であるはずなんですが $400\text{m}^3/\text{s}$ というのか $370\sim 380\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいあるのではないかなと思うんです。逆に調節量を上回っているようなことが読めるんですが、こういうダムの効果の地点のカット量が下流へ及ぼす影響等については、これは観測によっておられると思うんですけれども、こういったことが通常と考えていいかどうかということが1点であります。

もう1点は、先ほどの高山の方に帰りまして13ページですが。流量で評価すると $400\text{m}^3/\text{s}$ ほど加茂地点で低減カット効果があったということですが、それが、右側の水位で評価したときには29cmの低減であるとなっております。この転換の仕方でございますが、ここの基準点、つまり加茂地点のH-Qカーブがあって、H-Qカーブで $400\text{m}^3/\text{s}$ 下がったから29cmだというふうに読み取って、決して水面形を計算したとかいうことではないんですか。つまり、もしH-Qカーブから求めておるのであれば縦断の水位を追うたものでないで、任意の地点は出ないということなのか。

もう一つは、こういう基準点はH-Q曲線があるので各基準点でのダム操作の水位低減、ダムの効果というのは出てくるものなのかどうか。

以上でございます。お願いします。

河川管理者（水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所長 野口）

野口でございます。幾つかあったかと思いますが。まず1点目の高山ダムの水位低減効果、特に加茂地点とダム地点での違いがあるのではないかとのご指摘かと思います。

高山ダムの場合、下流の治水基準点に加茂地点ということになっておりまして、かなり下流にあるという状況がございます。実際、高山ダムでカットしましても、実は加茂地点の流量といえますのは高山ダムの放流量とそれから木津川の本川、上野盆地の方から流れてきますが、この本川の流量も合わされています。そのほか、加茂地点までの残流域の流量も重なっております。したがって、必ずしもダムのカットがそのままストレートに加茂地点で出てくるというようにはなっていないようにございます。

特に、これはかなり距離があるものですから、実際三、四時間ぐらい到達時間がかかるといいますので、どうしても波形の崩れと申しますかタイムラグが生じてきますので、いわゆるピークが崩れるということがあります。例えば先ほどの加茂地点でのハイドロがございましたけれども、ピー

ク時点では確かに差分が小さいんですが、その後の時間経過とともにその差分が継続されているという意味では、いわゆるダムの効果が崩れながら長期間に及んでいるのではないかというふうに考えております。

一方、それに対しまして青蓮寺ダムの効果は、ダムの比較的直下の上名張地点で比較しているということで、そのダムの効果が比較的顕著にあらわれているのではないかなと思っております。

また、基本的に水位換算は、その基準点にH-Qがございますのでそれを用いまして、流量がどれだけ低減できたのであろうかという試算に基づいてそれを水位に換算してあらわしているというものでございます。

今本委員長

よろしいでしょうか。

金盛委員

したがって、H-Qがあるところはこのものが皆出てくるということによろしいんですね。では、H-Qは基準点以外にもあるかどうかについてをお伺いしたいのと、それから15ページは335 m³/sの調節量よりも超えた名張の地点での効果が出ておるんですけど、こういうことがあり得るかということなんです。

河川管理者（水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所長 野口）

野口でございます。青蓮寺の、先ほどの上名張地点でのこの差でございますが、このグラフは比奈知ダムありきという前提で計算しております。ですから、これは単純に青蓮寺ダムがありなしだけを特化して見てみようということをやっているものでございまして、比奈知ダムは当然あるという条件で計算したものでございます。

今本委員長

そうしますと、それを書いておかないと誇大広告ですよ。わかりました。

高田委員

高田です。今の金盛さんの質問に関連しまして。高山ダムの12ページのところ関連ですが、今、ダム地点で1,300m³/s余りカットと、その次、加茂地点で500m³/sカットということなんです。そういうことは最初から計算で予想できる値なんですね。そういうのからいって、例えばそれを後で計算でチェックされたということはないんでしょうか。このままいくと、例えば枚方地点なんかまで行ったらほとんど効果がないというような形になってしまう。この辺は既に計画段階で計算しているはずですから、そういうのをチェックしておいていただきたいと思います。

ここの図もそうですが、ダムありというのは、これは多分実績水位だと思うんですね。ダムの水

位、これは、なかったらということですが多分計算ですね。その辺で、最初の計画段階でいろいろ試算された内容をそれに相当する大きな出水時、計画より大分小さいんですけど、大きな出水時にチェックして、それがどうだったかというようなことがこのダムフォローアップの実際の治水効果に対する1つの回答になるはずだと思うんです。これは別に回答は要りません。意見です。

続いて、ちょっと堆砂のところでお聞きしたいんですが、この堆砂の方で21ページに図がありますが、上流域ではほとんど堆砂がないんですね。ダムの背後というのは細粒分が多分ここまで来ていると思うんです。これは上流のダムがあるからということなんでしょうか。

河川管理者（水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所長 野口）

野口でございます。確かに高山ダムの堆砂状況は、上流にダムが段階的に建設されておりますのでその影響は当然段階的に受けているものと思います。ただ青蓮寺ダムでも見ましたとおり、大体堆砂状況は現時点では、上流端には全くたまっていないかということになりますとそういうことではないとは思いますが、いわゆる顕著な河床上昇が見られないということで、比較的ダムに近いところまで来ているということでございますので、恐らくこの粒度分布等につきましてもこの辺は細かいものが堆積してきているのではないかなというふうに思います。

今本委員長

今の高田さんの質問ですけど、最初のところは単なる意見ということでしたが、計画段階では、雨の降り方がわかりませんので、この洪水に対してどういう効果があったかということ計画段階でわかったのではというのはちょっと無理ではないかと思うんです。

また、金盛さんの質問を聞いていまして数値的に非常におかしいなと思うところがあるわけですよ。今見た瞬間にそう思うわけです。ところが、最近はコンピューターでやるものですからそういう数字のチェックが非常におろそかになっているのではないかとこのところがあります。私はまさか河川管理者がそんな見落としはないとは思いますが、今の説明を聞いているとやはりあり得るのかなという気になりましたので、ぜひそういうことのないようにお気をつけください。

ほか、いかがですか。はい、どうぞ。どちらのダムでも結構です。

池淵委員

そういう意味での関連で。治水の方でもそうなんですが、さっき統合運用とか統合操作というお話があって、木津川系にはほかのダムもあってきょうはその2つだけを取り出してというあれですけど、そういう連携協力、統合したというものも、実績とかそういう形のもので関連として見せていただくと統合ということでもう少し見やすいなというふうに思ったのと、それから濁水の場合の補給においてもいろんな、琵琶湖のダム等であるんですけど、それも補給実績というのは、それぞ

れの個々の単独のダムはお示しいただいておるんですけど、そういった形の合わせ技みたいなものが。個々のダムについての評価とそういう連携に対する実績の評価、効果、そのあたりをどういふふうの説明等考えて見せてもらったらいいかかなと、そういうことをちょっと思ったものですから。意見ですけども、そういう形で述べさせていただきました。

今本委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

三田村委員

三田村でございます。これは伺っても多分解決できないのかもしれませんが、水質調査項目・頻度という表がありますが、これは全く決められた分類なんでしょうね、多分。私から見ますと変な分類をしているなと思いますけど。大項目と中項目がごっちゃになって。

例えば、「形態別栄養塩項目」というのがありますが、これはまさに「富栄養化関連項目」の「総窒素・総リン」の中のものなんですよ。そういう視点が河川管理者にあるかどうか非常に気になりますので。こういう分類をそのままお使いになって全然別個のものだというぐあいに評価されると大問題になろうかと思えます。ちょっと気になります。この表の使い方、これは多分もっと違うところで決められているとしたら、それを十分理解してお考えいただきたいと思えます。これは意見です。

それと、ちょっと細かいことになるのと、それからお願いもあります。例えば、どちらでも同じことですけど高山ダムでまいりますと33ページに溶存酸素がありますが、この溶存酸素を測定している時間は何時のデータなんでしょう。そういうのが非常に大事なんです。といいますのは、例えば網場のデータと流入河川のデータは全然傾向が違ふんです。DOは、冬場は水温が低いですから高くなって普通なんですけどね。水温が全然違ふんでしたら別個ですけど、水温は多分上流でも網場でも表層であればそんなに変わらないと思うんですけど、ところがこれは違ふんですよ。

そうすると、測定している時間が違ふのかなと。プランクトンが多ければその影響が大きくなるでしょうし。低層の方は結構ですけども、表層について随分違ふんです。それが非常に気になりますので、できるだけ、比較されようとしていますから比較できるようなデータで、あるいはもし無理であれば、時間がこういうふうになっているんだよというぐあいに書いてあればそんなふうには解釈できますから。ちょっと気になりました。そういうのが幾つかあると思うんです。

それともう1つは、先ほど池淵先生がおっしゃったように、4つのダム間で評価をしていただきたい。特に私に関係する水質のところ。あるいは、もっと全国のダム間で評価していただいて、ここはこういう特徴があるんだと。それが見えないとこのダムを、例えば高山ダムを将来どのように

モニタリングしていったりよりよい水質条件にしていくかということが見えてこないと思うんです。ダムの中だけで考えますと。できましたら、そんなふうにお考えいただいて今後改善していただけるとありがたいと思います。

村上興正委員

村上です。高山ダムの47ページに特定種の出現指数が書いてありますね。前もほかのダムで言ったんですが、特定種の中に当然今の新・生物多様性国家戦略で絶滅のおそれのある種の保全問題が取り上げられているように、この特定種61種のうち例えばどれだけの種が残ってきたのかとか、新しく発見されたりしたものは入っていますから、ぶっ込み勘定ではなしに、各年度にどういうふうにそれが安定的に維持されているのかどうかというところが問題だと思います。そういうことがわかるようなものにしないと、これは意味がないと思います。青蓮寺ダムの方はそれが全然書かれていない。だから、この辺のことをちゃんと、各々見つかったやつがその後も見つまっているかどうか、本当は定量的なデータが欲しいんですが、リストで、プラスマイナスでいいですからそういうものが欲しい。それが第1点。

それから、高山ダムの52ページに環境保全対策として緑化ということがありまして、何か緑になっていればいいという話なんです。これはどんな緑かというのは、せめてその植生状況みたいなものを、種類組成とか群落組成みたいなものを示して。例えば外来種が一斉に生えているような状況では困るわけですよ。そういったことをちゃんとしてほしい。これはお願いしたいんですがね。

西野委員

西野です。きょう2つのダムですね、上流と下流のダムをほぼ同じようなフォーマットで示していただいて非常によくわかりました。やはり上流の方が水質がきれいで、下流の方がどちらかといえば富栄養化しているとかですね。

あと、なぜこうなんだということも幾つか不思議なことがあります。例えば青蓮寺ダムではアオコが出現するんですが、もちろんどちらでもアオコは出現しているんですけども、青蓮寺ダムの場合は上流の方にアオコが出現していて、それをとめるためにフェンスを張っているわけですね。ところが、下のダムではそういうことが起こっていない。一体、そのアオコの発生メカニズムというのが上のダムと下のダムで同じなのかどうかとか、そこらがよくわからない。多分、水質の管理みたいなことを考えると、そういうメカニズムをきちんと解明することが重要なのではないかというふうに思いました。

ほかにもいろいろ共通点というのが、気がついていろいろあるんです。例えばDOの問題の違いですね。下の方は曝気していて上の方は曝気していないわけですけど。あと、私が気になりました

のは、曝気すると水質的には、プランクトンをふえなくなるようにしているだけで水質が特によく
なっているわけではないわけですね。この曝気するということが本当に、アオコが出なくなるとい
う点で見た目はよくなるわけですけど根本的な水質問題の解決にはなっていないわけで、長期的に
ずっと曝気をしていたときに何かほかに影響が出てこないのかなというのがちょっと気になったん
ですね。そういう意味でも、例えば曝気しているいろんな他のダムで、かなり昔から曝気をしてい
るようなところで問題が生じているかどうかそういうのを調査されて、生じていなければいいんで
すが、そういうほかのダムとの比較というのも重要になるのではないかというふうに思いました。

あと、先ほど村上委員が言われました湖岸の植生なんですけど、両方とも外来植物のイタチハギが
生えているんですけど、これは植栽をしているわけではなくて勝手に生えているのかどうかですね。
湖岸緑化のときには在来の、できるだけもともとその近くにいるものを緑化に使っていただくとい
うことをやっていただく必要がありまして、今問題になっているのは、例えばヨモギという種類が
あると、同じヨモギで外来のヨモギを業者さんが導入してヨモギという形で売っていたりするので、
そういう湖岸緑化につきましては在来植生の植栽ということを中心に考えていただいたらというふ
うに思います。

それから、あと確認だけですが、漁業権の設定があるかどうかですね。外来魚と在来魚をその設
定された漁業権で放流しておられるかどうかだけ確認をお願いしたいんですが。

河川管理者（水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所長 野口）

野口でございます。事実確認だけです。まず分画フェンスの話でございますが、これは青蓮寺ダ
ムだけではなくて高山ダムでも行っております。どちらも目的は、アオコではなくて淡水赤潮が貯
水池全体に拡大するのを限定するという趣旨で行っています。

それから曝気のほかに、全国的な実施例も含めてなんですが、これはもっとも早いのは、私の記
憶では多分東北の釜房ダムで実施されたと聞いております。もう20年ほどになるのではないかと思
います。ということで、全国的に幾つかこういったものは実施されているというふうに理解してい
ます。

それから、高山の緑化の件でございます。特定のものをそこに移殖するとか、そういうことは一
切しておりません。自然の状態の種が流れ着いて出ているということでございます。

それから、漁業権につきましては、第5種の共同漁業権が設定されているかと記憶しております。
なお、先ほどの外来魚の放流というものは漁協の方でされているというふうには認識しておりませ
ん。

とりあえず事実関係だけでございます。

今本委員長

はい、ありがとうございました。まだ質問事項があるかと思いますが、今後、8日と14日の2日間にわたって河川管理者との質疑応答を行いますので、そのときにお願いしたいと思います。

それと今後の予定ですが、ダムフォローアップ調査につきましてはテーマ別に担当者を2人ずつ決めております。また、ダムごとに担当者を2人ずつ決めております。2人になりますと責任体制が不明確になりますので、できればお2人で話し合っどちらかが最終的な責任を持つということをお決めいただきたいと思うんですが、そういうことにつきましても、委員会の検討会までには決めたいと思いますのでよろしく願います。

次に部会ワーキングの検討状況と今後の予定というところに移らせていただきます。この部分は庶務からちょっと説明いただけますか。部会の予定の新たな日程です。

2) 部会・WGの検討状況と今後の予定について

庶務（日本能率協会総研 近藤）

後半にちょっと、予定のところでお話ししようと思っておりましたが、その他資料というのをごらんになっていただければと思いますが。来年の1月5日に琵琶湖部会を予定しております。それから1月8日に、1日で予定しておりますが第35回の淀川部会、それから第5回木津川上流部会、第32回猪名川部会という形で、1日で3部会。琵琶湖部会につきましては1月5日、それから淀川、木津川上流、猪名川のそれぞれ3部会については1月8日に開催を予定しております。

以上です。

今本委員長

この委員会は任期を来年1月に控えまして、地域部会については最近ほとんど開催していませんでした。ただ、地域ごとにいろんな問題点を検討すべきことをしないままに残っている面もあるでしょうし、それを解決するところまではできないと思うんですけれども、こういう問題点があったということを部会ごとにとりまとめて提出しておきたいと思っています。これは部会として出すのではなく、最終的なとりまとめは委員会として行いたいと思いますが、とりあえず各地域部会においてもそういうことをこれまでを振り返っておまとめいただければと思いますのでよろしく願います。

では、テーマ別部会の方の中間報告に移ります。利水・水需要管理部会から願います。ごく手短に。1分以内。中身の説明は結構です。

荻野委員

利水・水需要管理部会の報告でございます。第8回の部会におきまして、お手元でございます資

料2-1の「水需要管理に向けて」のご了解を得ましたので、きょう54回の委員会でこの案を提案させていただきます。

以後の予定でございますが、きょうここで審議をしていただいて、了解をいただきましたら、55回ないし56回の委員会でこの案をとりまして、淀川水系流域委員会から河川管理者の方に「水需要管理に向けて」ということで提言を提出いたしたいと思っております。

以上です。

今本委員長

本来中身について審議しないといけないんですけども、これはこれまでの検討会等でかなり綿密にしております。それで、この委員会としてはこれで先に進めていただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

荻野委員

ちょっと済みません。1点だけ訂正させていただきますんですが、先般11月23日、第8回の部会で、私間違った説明をいたしました。実は、大阪府の水需要の将来予測ということで231万 m^3/s でございますということを河川管理者の方から説明を受けたんですが、それに加えて水源手当の配分まで河川管理者から説明を受けたというふうに、私、言いましたが調べてみますと水源手当の配分までは河川管理者から説明は受けておりませんので、その分だけ訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

今本委員長

では、金盛さん、どうぞ。

金盛委員

この「水需要管理に向けて」の案でございますが、私はこれを河川管理者にこのまま報告されることについては反対します。

端的に申し上げますと、水需要管理の重要性につきましては、かねて申し上げておりますとおり、賛成し、決して否定するものではありません。異論を唱えるわけではありませんけれども、「水需要管理は重要である」、その思いが非常に強く出ております。これは当然のことでもありますけれども、その対極に水資源施設の整備を据えまして、これにかかわる一切のことについては理解が示されていないのではないか、理解が薄いのではないかといい点であります。

幾つか申し上げます。

淀川のフルプランについての評価であります。これはこれまで余り議論されておりましたけれども、基本的な問題であると思っております。文中に「淀川フルプランは形式的にも実質的にも、

内実はなくなった」というふうな表現がございます。こういうことで、この水需要管理を軸にしてどうフルプランにかわるものを立てていくのかと大いに疑問です。フルプランを否定するのはいいのですが、「それでは、どう立てていくのか」ということが判断できません。これについてはフルプランを棄却するというのではなくて、フルプランを土台にして、あるいは骨格にして今のこの水需要管理をどういうふうにさらに柱立ててしていくか、構築していくかということが適切なやり方ではないかと思っております。

あと3点あります。もうこれはこれまでから議論してまいりましたことですが、1つは利水安全度の問題であります。少雨化傾向による利水安全度の低下については評価が低うございます。むしろ水資源開発に引き戻す危険すらはらんでいるというふうに変な警戒をされております。賛同できません。

2点目は水需要管理と財政事情の関係についてです。両者は直接的に全く関係がないということでもあります。かねて申し上げてきました。

それから、今大阪府の水道について訂正がございましたけれども、その問題ではなくて、大阪府において決着のついている安威川ダムを採り上げる問題でありまして、その反証も明らかにされないでここで採り上げることはであります。これは当事者にとって大変迷惑だと思っております、学識の当委員会の権威にももとると考えるものでありまして、これに賛成できません。

以上であります。

今本委員長

委員会として出す報告書に当然委員の中には同意できない方もおられると思います。そういった場合の取り扱いですが、たとえ多数の委員が賛成したとしても、少数意見を大事にするという意味ではこれを提出するときに後ろに個人的意見をつけて、これを出すとした場合ですが、そういう扱いにしたいと思っております。もし反対者が多ければ当然これは報告書そのものが中止ということになりますが、今金盛さんが提起された問題はこれまでも検討会でも指摘されていることですので、さらに検討会で検討を重ねていただきまして、次の委員会で少し時間を持って検討したいと思っております。たとえば、この意見書に反対ということに対しても、その意見に対する反対もあり得るわけですよね。それを委員会でしておいた方がいいのではないかと。それ以外のところについてもいろいろと意見があるかも知れませんが、きょうはちょっとほかの件もありますので、申しわけありませんが、先に進めさせていただきます。

それでは、水位操作ワーキングの中間報告を。できるだけ短くお願いします。

西野委員

審議資料2 - 2をごらんください。11月13日と11月21日に2回ワーキングをやりました。それで、現在のところはこの目次（案）の中身の論点整理をしている段階で、あすと12月19日にもう一度ワーキングを開催して論点整理を行いたいと思っております。

以上です。

今本委員長

ありがとうございました。続きまして、意見聴取反映ワーキングの方から。

寺川委員

寺川です。意見聴取反映ワーキングの方は田中リーダーと澤井サブリーダーがきょう欠席ですので私の方から変わってということなんですが、このとりまとめにつきましては三田村副委員長の方でいただいていますので三田村副委員長の方からお願いしたいと思います。

三田村委員

三田村でございます。本来は田中リーダーがご説明されるんでしょうけれども急遽お休みになったようで、それで寺川委員の方にご指名があったと聞いております。それで、具体的にこの改訂版の作業を進めてまいりましたのは私でございますので説明させていただきたいと思えます。

ほぼ前回まで実質上ご説明があった川上原案を改善したものとお考えください。

その改善した中身ですが、それは私どものワーキンググループ、特に作業検討会ですけれども、その自己総括といいますが、自己評価といいますが、反省のもとに改善したということでございます。

その反省した内容は、文言の整理まで実は川上原案のものは行っていたのですが、それを進めていく中で、非常に河川管理者にとってわかりにくいのではないかと。それともう一つは、私たちの内容はできるだけ一般住民の方にも理解していただきたいということもありますので、そのところをできるだけ補充していこうという、そういう作業を今やっています。

すなわち、例えば私の場合でしたら、論文を書く場合は自分の主張を書きます。読者のことを気にいたしません、ある意味で。また、単行本の場合は不特定多数の読者に読んでいただきたい。

ところが、この答申の場合は河川管理者に読んでいただきたいということでもう読者がかなり限定されるわけです。そういう視点でもう一度見つめ直した方がいいのではないかとということで見つめ直しました。審議資料2 - 3にございますように、中見出しとか小見出しのところは実は易しい表現になっているというのもそういうことでございます。できるだけ一般住民の方に内容が理解できるように小見出しにしていこうということに急遽昨日の作業検討会で変わりました。これについ

ではご意見をいただきたいと思います。「検証する」だとか「考察する」だとか「何々の設置を」だとか「何々に向けて」だとか、そういう表現をしてありますので、これはまずいと思われたらご意見をいただければと思います。

それで、今これの中身はほぼ完成しておりまして文言等の整理の段階に入っておりますので、それが済みましたら作業検討会を踏まえて12月19日に公開のワーキンググループの検討会でもう一度バージョンアップしたものをご審議いただきます。これを全委員にもう一度縦覧してご意見をいただくというスケジュールを考えております。もちろん作業検討会の前にほぼ完成版ができ上がりますので、それも作業検討会にご意見をいただくという意味で全員に電子媒体を通じてお披露目することになっております。最終的に1月11日の委員会でこれをご承認いただければと期待をしておりますけれども、多分そのようにいくように皆さん方にご協力いただければと思います。

問題は、先ほどご意見もありましたように、そこでこの内容についてとても承服できないということがありましたら、それはまた委員会の方でお考えいただければと思います。例えば少数意見として添付するかどうかも含めて。その段階ではもう私たちの手を離れておると考えておりますので。

寺川代行、それでよろしいですか。

寺川委員

はい。

三田村委員

以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。各部会、ワーキングにおいて鋭意とりまとめに当たっていただいております。そのご苦勞に感謝しますが、何分限られた期限ですので今後ともひとつよろしく願います。

3) その他

今本委員長

では、3番目の「その他」に移らせていただきます。

「その他」では、委員会の休止問題につきまして今後どうするかということをしてできるだけ早い機会にこの委員会に示すということが前回の委員会で示されました。それで、きょう河川部長さんが出席いただいてそれを説明されるということですので、まずそれをお聞きしたいと思います。

では、よろしく。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

河川部長の谷本でございます。初めに、前回11月22日に1枚のペーパーをお配りして一連の報道に関するてんまつのご説明をしたわけでございますけれども、少しだけ補足をさせていただきたいと思っております。

記者会見というものの性質上、発言内容がいわゆる書き言葉ではなくて話し言葉になっておるといことで真意がなかなかうまく伝わらないというところを懸念しておりまして、それで前回こういったペーパーにまとめてお出しをしたものですが、こういう書き方をしても少しまだ正確に事実を伝え切れていないという感じを持っております。特に、例えば「流域委員会の評判が悪い」というようなくだりが中に出てくるわけでございますが、これがいいとか悪いとか、あるいはだれが言ったとか言わなかったとかというような話は非常にデリケートな部分もございますので、この辺につきましては現在さらにこういった誤解がないような整理をしておりまして、改めてホームページ等できちんと公開をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、そのときに、それ以後の進め方として、ある程度我々の方の考えをまとめた段階できちんと固め切る前にこの場でまたご説明させていただき、またご意見もいただきたいということをお願いしました。それから約2週間という日でございますので、ちょっときょうまだきちんと紙をお配りしてご説明できるところまで内部で煮詰めきれっておりません。申しわけございませんけれども、現時点で検討していること、あるいは考えていることを口頭でご報告させていただきたいというふうに思います。

まず1つは、これは従来から申し上げておりますように、この流域委員会の進め方として透明性、客観性あるいはあらゆる意味での住民参加というものを推進する、これは基本姿勢だと思っております。これは全く変更がないということをご改めて申し上げたいと思います。

それから、約6年、400回に及ぶ議論を重ねてきていただいております。いわゆる河川整備計画原案というもののまでまだたどり着いていないわけですが、これは基本方針ができていないという意味でたどり着いていないわけですが、それに至る前段階として幅広くご意見を聞くということに関して成果が得られているというふうに認識をしております。

一方で、これも前回申し上げましたが、自治体の首長さん等から河川管理者が委員会の意見に偏重しているのではないかというようなご批判をいただいているというようなことがございます。

また、委員会にお願いしておる任務が大変多岐にわたっておるといこともございまして、委員の皆さんへの大きな負担になっている、また実際運営上経費も高額になっているというようなあたりの課題もあるというふうに認識をしております。

さらに、今後のことで言いますと、現在社会資本整備審議会の小委員会で審議中の河川整備基本方針でございますが、これが策定されますと、これまでいただいているさまざまな幅広いご意見も踏まえて河川管理者が河川整備計画の原案というものをつくりますので、それに対してさらに意見をお聞きするという段階に入っていくことになると思っております。

それで、前回申しあげましたように、現在の委員の皆さんの任期との関係で少しの間スケジュールに休止が生じるということでございますけれども、それ以後、今後のやり方としてどういうふうにやっていくかということでございます。

これについて我々が今考えておりますのは、1つは我々河川管理者、それから流域委員会、現在おられる委員会の委員の中からの何人かに入っていただいて、まあ人数としたら二、三人とか、そういうことになるのかもしれませんが。それから、河川管理者、流域委員会の委員以外で第三者の学識者あるいは自治体の首長さん。これは市長さんとか町長さんのイメージでございます。

例えばここで言っている首長さんというのは、整備計画の地先でやっている具体の事業のことにについて意見を言っていただくということではなくて、整備計画をつくる上で自治体、住民、学識者の意見を聞くというやり方そのものについて自治体の立場から建設的なご意見を言っていただきたいという観点からお入りいただければと思っておりますけれども、こういった方。場合によってはそういったものの社会的評価という側面から報道関係のような方にもお入りいただいた方がいいのかもしれませんが、いわゆる河川管理者と流域委員会の皆さんの中の一部代表の方、それから首長さんや第三者の学識者の方、全体でもそう多くの人数ではない方がいいと思っておりますけれども、こういったメンバーで共働してこれまで6年間の成果というものをきちんとレビューをしよう、こういうことをやっていきたいと思っております。その中から成果は成果として整理をする、また課題として改善すべき点というのをきちんと出していくということ、これは河川管理者が一人勝手にやるのではなくて、そういった協働で議論する場を持てればというふうに考えておるわけでございます。

時期的なものはなかなかはっきりさせにくいところはありますけれども、おおむね今年度中ぐらいいにこの作業をやればなというふうに考えてございます。それで、こうしたレビューを踏まえて今後のこの委員会の進め方、さらには住民・自治体も含めた意見聴取全体の進め方を我々としてきちんと決めて手続に入っていきたいということで、ここまで行けばそれ以降できるだけ速やかに、自薦他薦という今までやっている公募という手続も含めて、委員の選定など具体的なスケジュールに入っていきたいというふうに思っております。

この全体にわたって、例えばレビューをする部分あるいはそれ以後の手続についても従来どおり

オープンな形で進めていきたいということで、具体的にメンバーをだれにするだとか何回開くだとかいうことが決まっているわけではありませんけれども、方法としてそういう考えを現在持っているということでございます。

ちょっとまだきょう時点では煮詰め切れておらないところがございますけれども、河川管理者としての考え、現状をご報告させていただきました。

今本委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に対しましてご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

寺川委員

寺川です。委員会を何らかの形につくっていくというので一定の具体的な形の案を出していただいたんですけど、今年度中にもう委員会を立ち上げるということで理解していいんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

レビューを今年度中を目途にやりたいと。その後、公募手続等は、今までの例を見ても2カ月程度は頑張ってもかかっていますので、もうちょっと猶予をいただくことになると思います。

今本委員長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

川上委員

川上です。第三者を加えた組織をつくろうということをお考えになっているということでございますけれども、どういう名称になるのかわかりませんが、今仮に検討会といたしますと、この検討会に第三者としての学識者を入れられるということは私は理解できるんですけども、自治体の首長さんをお入れになるというのはちょっと。例えば河川法上の規定では自治体の首長さんから意見を聞くということが規定されておりますけれども、流域委員会のあり方を考えるときに自治体関係者、自治体の首長さんを入れて意見を聞くというのはちょっと何か違和感があるなと私は感じます。これは私の感じです。

もう1つお伺いしたいのは、この検討会も公開でおやりになるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

まず1点目でございますけれども、ちょっと言葉が足りなかったでしょうか。流域委員会をどうするかという議論ではなくて、整備計画をつくっていく上で流域委員会、住民、学識者の意見をバランスよく聞くという全体の進め方、そういったこともあわせて整理をしようと思っております。

そういう観点から、そういったことに建設的な発言をいただけるような自治体の首長さんにご参加いただければと考えているということです。

それで、実は、レビューを行うと言っていますけれども、これは「何とか委員会」と名前をつけるとか、そういうのはまだ全然具体的に考えておらない状況で、やり方もかなり、まあ今年度を目途にやろうと思うと頻繁にやらんといかんでしょうし、今のこの人数では多過ぎてなかなか突っ込んだ議論がしにくいと思いますので人数的にも絞り込む必要が多分あるんだろうと思っています。

やり方も公開・非公開も含めて何も決めてあるわけではありませんけれども、少なくとも、審議経過なり、そういったものが常にオープンで皆さんにご理解いただけるような形でやっていかなければいかんというふうに思っております。

千代延委員

千代延です。ちょっと声が悪くて済みません。

今ご説明いただきまして、ちょっと私の理解が悪いかもしれませんが、確認したいことがあります。

今、レビューを今年度中にやりたいというふうにお聞きしました。そのレビューをされる方は河川管理者、委員の中から二、三人、第三者の学識者、それから自治体の首長さん、場合によっては報道関係者という構成でおやりになると。

それで、何をおやりになるかということなんですが、全体の進め方というので整備計画をつくる全体の進め方というふうにお聞きしたんですけど、それはどういうことかというのが1つわかりません。それで、その中で委員会のあり方をどうしようかということも諮って決めていかれようかとされているのでしょうか。その点を確認させていただきたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

我々としてはまずその全体ですね。よい整備計画をつくることが最終的な仕事の一つの大きな目標ですので、それをやるための手だて、手順、手続というものをよりよいやり方で、効率的なやり方でやっていきたいということが本来の目的です。その中で特にこの流域委員会の方は6年間活動していただいて、いろいろご意見をいただいているという実績がございますので、そういったものの成果の整理もその中でやっていくと。また、流域委員会を今後やっていく上でこれまでのやり方の中でもう一工夫欲しい、あるいは改めた方がいいというような点をこのレビューで出していただくと。これは流域委員会だけではなくて、例えば住民の方の意見を聞く、あるいは自治体の意見を聞くやり方の中にも反省点、改善点は当然あるでしょうから、そういったものもそこで出してくるということがございます。

だから、流域委員会に関して言うと、そのうちの流域委員会に関連する部分だけがアウトプットですけど、我々としては全体をアウトプットにしたいというふうに思っております。

西野委員

西野です。先ほどのご説明の中に任務が多岐にわたって委員に負担がかかっているというようなお話がありましたが、今後の流域委員会を考える上で幾つかに分割するということをご検討しておられるということでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

今はこの整備計画についての意見をいただくということ、それから住民意見の反映方法についてご意見をいただく、あるいは事業の再評価ですとかダムフォローアップ、それから進捗状況の点検等々についてご意見をいただくということで、相当ボリュームとしても、また範囲としても広いものをお願いをしております。

それで、委員の負担が大きいというのはちょっと私が勝手に気を回しているだけで、皆さんがそうではないとおっしゃればそうかもしれませんけれども、一方で私どもも流域委員会というものがあることに甘えているというか、せっかく学識者が集まっていた場があるから何でもかんでもここにお願いしてきているみたいなのがちょっとあったという反省を実はしております。

それで、淀川に関連することはもちろんこの場で議論をすればいいんだけど、整備局全体で議論するようなこともそのうち淀川のみだけ切り出してこの流域委員会でご議論いただくということをやっていくと、ほかの水系が同じような状態でやれるものばかりではありませんので、結局整備局で管内全体を見て別の検討のやり方があるものが出てまいります。そういったものの整理を我々としてもしなければいかんということです。

それともう一つは、経費だとか、そういう面も考えた場合に、流域委員会に本当にお願いしたい、流域委員会にこのことはぜひお願いしたということをしちゃんと整理をして絞り込んでいくということも必要だろうというふうに思っております。

西野委員

ということは、分割ということは考えておられないということというふうに理解してよろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

分割というのは流域委員会を分割するということでしょうか。例えば事業の再評価に関して言うと、整備局ではもともと事業評価監視委員会というのを持っていて、流域委員会でやらなくてもそちらでやれるという制度があるわけですね。ここは判断がゆだねられているところで、こういった

流域委員会のようなものがあった場合そちらでやっても構わないという規定があって、若干この運用があいまいになっているところがあります。

そういったものを少し整理していかないと、ほかの水系、管内に10水系ございますけども、それぞれが同じようになっておりませんので、ある水系は事業評価監視委員会でやる、ある水系は個別の流域委員会でやるというちぐはぐなことに今後なってくる可能性があるということをご心配しております。その辺を整備局として整理する必要があると。だから、それは流域委員会の任務を分けるということではなくて、制度としてほかに預けられるものがあるのであればもうそちらに預けてしまうということも選択肢として考えていきたいということです。

今本委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

寺川委員

寺川です。ちょっともう一つよくわからないのですが、委員会を構成する形というのが大きく変わると思うんですけどね。まあ、今の流域委員会のメンバーから二、三人ということをおっしゃったんですけど、そういう面では、これまで6年間膨大なエネルギーをつぎ込んでやってきた一つのこの提言から意見書類があるわけですけども、こういったものを引き継いでいこうとしたとき今のような構成で果たして生かせるのかどうかというのが非常に疑問に思うのと、それと、今のお話の中で、淀川水系という非常に大きな、広範囲な河川整備計画をそういった少人数の中ですべてきちっと検討できるのかどうかというようなあたりもちょっと疑問に思うのが1つと。

もう1点は、先ほどのレビューも含めて考えますと、1月にこの委員会が終わると。そうしますと、2月以降、まあ3月までが年度になりますね。そこから2カ月、3カ月となりますと5カ月間ぐらいの空白になるわけですね、こういった委員会がないと。そういうふうな状況の中でどのようにそういった、今たちまちダムフォローアップとかいうことが進んでいるわけで、果たしてこれが非常に膨大な資料、きょうも説明があったんですけども、検討せんなんということで時間がかかろうかと思うんですが、そのあたりの継続性とか空白時の対応ですね。そのあたりはどういうふうにお考えになっているんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

まず1点目ですが、二、三人という話は、レビューをしよう。これまでの成果を整理して、改めるべき点だとか継承すべき点だとかの整理をするということを濃密に議論する場ということで申し上げていたんですが、それに二、三人では少ないということでしょうか。

寺川委員

ということは、次につくる委員会のメンバーがこういう構成というわけではないわけですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

だから、新しくできる委員会は、人数が何人になるとか構成はどうなるとか、まだ何も決めていないわけです。

寺川委員

ああ、そうですか。それはわかりました。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

それから、任期が切れてからまた新メンバーが手続にのって一連のスケジュールで決まってくるまでの間にいわゆる休止期間とか空白期間が生じるということについてですが、例えば一般の方からいろんなご意見などをこれまでもいただいていますけれども、そういったものを受けられるいわゆる庶務の窓口、ホームページだとか、こういったものは従前どおり継続をしておりますので、それは受けることができます。

また、その間にいろいろ、本来だったら流域委員会の場でご報告するようなことが出てくれば、それはいわゆるホームページを使ったりメーリングリストを使ったりしてご報告もさせていただきますし、ご意見を聞くべきものが出てくれば、これはまだ具体的にどんなものが想定していませんので今はまだ想定でしか言えませんけれども、必要に応じてまた個別に聞かせていただく、あるいはお集まりいただくというようなことが場合によってはあるかもしれない。ただ、何にしても「今流域委員会がないからこの間はだれの意見も聞かない」というようなやり方をするつもりは一切ございません。

今本委員長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

千代延委員

希望を1つ。これは非常に強い希望なんですけど、レビューをする委員の中から二、三名ですね。これはこの委員会で推薦した二、三人と。まあ、ほかに考えがあるかもしれませんが、できればそういうふうにしていただきたいと。私はこれを非常に強く要望しておきます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

当然そのようにお願いするつもりで、こちらからだれかご指名するというのではなくて、流域委員会の中でご相談していただければと思っております。

今本委員長

いかがですか。どうもきょうは意見が低調なようですけれども、私自身は今の説明を聞いても全く納得できません。この委員会を一時休止するという理由がどうしても理解できないのです。この点についてはいかがでしょうか。

次の委員会をどうするということについては、これはまたいろいろご希望があたりだと思っておりますけれども、私どもがやってきたこの委員会を休止するという理由が整備計画ができない、その理由として基本方針ができる見込みがない、こういうことが挙げられています。これはこの委員会が発足したときも全く同じ状況です。ですから、河川管理者の説明は私どもの心を打たないんです。つまり、本音を語ってくれてないんです。と私は思っています。

この委員会の委員個人個人がどうなるとか、そういうことは私は余り問題ではないと思います。こういうシステムといいますか、法律が改正されて、整備計画をつくるときにいろんなところから意見を聞く、また聞かれた者は意見を述べる、これに対して真摯にやってきたのではないか。私はそうしてきたと思います。

あと委員会としてどう対応するかですが、傍聴者の皆さんには非常に申しわけないんですが、ここで30分ほど時間をいただきまして委員会としてどう対応するかを相談したいと思います。

ということで、ここで30分ほど休憩することにしたいと思います。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、今の委員長のお話にございましたが、休憩を30分としまして45分にご着席いただきますようお願いいたします。

それでは、休憩ということでよろしくようお願いいたします。

今本委員長

委員はどこに集まればいいですか。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

委員の皆様は、今ご案内いたしますが、地下1階の第1会議室の方にお越しいただきますようお願いいたします。

今本委員長

それでは、申しわけありませんが、至急地下1階の第1会議室にお集まりください。

〔午後 0時13分 休憩〕

〔午後 1時 4分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

今本委員長

本当に長い間お待たせいたしまして申しわけありません。この間、委員は別室にて、どう対応すべきかの相談をしていました。結果として、委員会としての要望書を提出しようということになりましたので、私から読み上げさせていただきます。これは、また後しばらくして、皆さんにもプリントしたものをお配りしますので、しばらくお待ちください。まず、読み上げます。

平成18年12月7日

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村明彦 様

淀川水系流域委員会

要望書

この度、近畿地方整備局長は、淀川水系流域委員会を一時休止するとの方針を発表されました。貴局が、河川整備計画への意見を聴くために設置した委員会を、計画案を示すことなく、納得しがたい理由でもって、一方的に休止することは、6年にわたって、ひたむきに意見を述べる準備を進めてきた委員会の努力を無視するものであり、委員会と協働してきた貴局自身のこれまでの努力をも否定することになります。

委員会はこの方針をきわめて遺憾とするものでありますが、最低限、つぎのことを実行されることを強く要望します。

1. 本日、貴局が説明された次期委員会についての検討組織について

一日も早く立ち上げ、迅速に結論を出すこと。

公開のもとで検討をすすめること。

2. 次期委員会について

次期委員会を可及的速やかに再開させること

委員会が河川整備計画案に対して意義ある意見を述べるには、計画案が示されるまえから、周到に準備することがなによりも重要です。本委員会は、6年もの長き年月と、国民の血税をかけて、意見を述べる準備をしてきました。こうした準備を活用するためには、次期委員会を可及的速やかに再開させる必要があります。

再開後の委員会も「開かれた」ものとする

委員会が意義ある審議を行うには、委員会の自主性および透明性を保障するとともに、広く

一般の意見を聴取し、審議に反映させることが重要です。また、河川の特性を活かした整備計画を策定するには、多様な専門分野の学識経験者のみならず、地域の特性に詳しい住民を委員とし、真に開かれた委員会にすることが必要です。

現委員会の成果を継承すること

本委員会は、設置以来、500回を超える委員会や地域部会あるいはテーマ別部会などを開催し、会議の内容および資料をすべて公開してきました。本委員会が努力してきた成果を次期委員会に継承することが必要です。

以上、要望します。

今本委員長

こうすることで、私どもは今回の方針を非常に遺憾としておりますが、ぜひこの声を真摯に検討されて、次期委員会においても真に審議する委員会とされるようお願いいたします。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

今本委員長

ここで一般傍聴者からの意見をお聞きしたいと思います。発言を希望される方は手を挙げていただけますか。

それでは、こちらの方からどうぞ。

傍聴者（近藤）

毎度来ています木曽川水系からまいりました近藤と申します。

やはり前の委員会から聞いていて、休止という結論が先にあって、その休止するに当たって検討委員会をつくるとか何とか、さっきちらっと思いつかれたそうですけど、そういうふうになっているんだなと非常に残念に思っています。ただ、聞いている限りにおいて、レビューをするということは別に一般的にいいんですけども、レビューして次の委員会が立ち上がる間、さまざまに意見を聞かなければならないことがいっぱいおありのようですから、そのときまでこの任期を延長するということはあるのではないかというふうに思います。そのことは河川管理者、ぜひご検討いただきたいと思います。

そして、木曽川水系とわざわざ言ったのは、この委員会では、なぜ木曽川水系からわざわざしょっちゅう足を運んで物を言っているかということも含めて、ちょっと言わせていただきたいと思います。1997年の河川法改正、いろいろな要因がありましたし、その前段階、いろいろあったわけですけども、やはり木曽川水系における長良川河口堰建設問題、これがはっきりと影響している。これは疑いのないことだと思っています。

このところでさまざまな試みがありました。例えば円卓会議とかいうのもありました。そして1995年には、ダム等審議委員会というものが設置されたりしました。そして、ほとんど歴史に名は残してないと思うんですけども、私は徳山ダム建設中止を求める会というのをやっておりますけれども、建設省との対話という形で1996年10月、1997年2月に、ともに河川について、特に治水問題について公開で話し合う機会を設けた。しかし残念ながら、1997年6月、次期を、3回目を約束したと私は思っているんですけども、なぜか一方的に以後打ち切られたという経緯があります。

その中で長良川河口堰を1970年代からずうっと、その状況を眺めてきた方とたまたまきのうお会いしました。そして、その方もこの淀川水系流域委員会を注目していらっしゃる。いろいろいろいろありながら、例えば木曽川水系揖斐川、工実、基本高水、計画高水等の参考資料、私が1995年に入手したときにはコピー・トゥ・コピーで、マル秘と書いてありました。今は情報公開で入手することができます。何でマル秘なのか、いまだにわからないんですけども、隠すべきことではないことまで隠して、長い長い河川管理者の姿勢があり、しかしそれが開かれてきて、情報も入るようになって、そしてある意味では、ともに河川を考えるその土台が少しずつ少しずつ、いろいろと揺れがありながらもつくられてきた。その一つの象徴的な大変先進的な試みとして、この淀川水系流域委員会があり、この淀川水系流域委員会は私もちょっと文句を垂れたことがありますけれども、お金はかかり過ぎていると思うし、時間もかかり過ぎていると思う。それはそうだと思っています。しかし、これがあることによって、私たち多くの河川でいろいろ問題があるなと思いながら暮らしてきた市民にとっては、これは河川管理者が設置したことにおいて、河川管理者への信頼をつないできたんです。これが休止ありきだと。

この淀川水系流域はいろいろ言っていますけれども、ほとんど否定するような形でレビューをするとか、休止をするとかと言われていることは、これまで積み上げてきたたくさんの努力、河川管理者の方も努力されてきたと思うし、ここの委員はもちろん大変な努力をなさってきた。そして、これを見つめてきたさまざまな市民もいろいろな形で努力を重ねてきた。その努力を無にして、河川管理者に対する住民の不信を生んでしまうのではないかと。そして、一たんここまで積み上げてきたからこそ、ここで不信を生むということは決定的な不信になり、河川管理者に対する住民の信頼を次に得ることはすごく難しいと思ってしまうんですね。

これは大変不幸なことです。何度も申し上げますけれども、洪水をすべて河道に押し込めるということは不可能です。だとしたら、何をどういうふうに河川とつき合っていくのか、さまざまな河川に関するいろいろな困難も含めて、もちろんいいこともあるわけですけども、河川にかかわる洪水被害とか、そういった困難も含めて、どうやって河川とつき合っていくかを市民と協働し、

住民と協働していかなければならないこのときに、こうした方針が出されることを非常に残念に思う。

河川管理者には再度再考をお願いしたいし、少なくともレビューというものを公開的にやった上で、次期の委員会が立ち上がるまでの、この現委員会の委員の任期の延長をお願いしたいと思います。

今本委員長

ありがとうございました。

次、はい、どうぞ。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。まず、ご報告したいのは、前回の委員会で集会を開くので来てくださいというご案内をしたんですけれども、12月16日の集会は開催できなくなりました。申しわけありません。

できなくなったいきさつについては意見書の述べさせていただいているんですけれども、かいつまんで言えば、要するに淀川水系流域委員会と河川管理者との確執があるという報道が頻繁にされているせいで、河川管理者は淀川水系流域委員会を全否定したものというふうに自治体や住民のレベルでは、もうそういう理解になってしまっているということなんです。そのために淀川水系流域委員会の委員長に講演をお願いするという話は妨害を受けまして、開催を断念せざるを得ない状態になりました。

今、流域委員会については評価委員会をつくるというふうなご説明がありましたけれども、本当に聞きたいのは、河川管理者が流域委員会をどう評価しているかということではないのでしょうか。それが今揺らいでいるから、みんなが一体どういうことなんだというふうに不信の目で見えています。河川管理者が淀川水系流域委員会を、これまでの活動を、言ってきたことをどう評価しているか何も言ってくれてないではありませんか。実際にやっていることは、それを否定しているとしたか思えないことしかやってきていないんです。

私たちが、住民が聞きたいのは、河川管理者が淀川水系流域委員会をどう評価しているのかであって、評価委員会を立ち上げて、そちらに任せるといようなことでは納得がいきません。河川管理者自身が流域委員会をどう思っているのか、自分たちが流域委員会とやってきた仕事をどう思っているのか、それをはっきりさせてください。聞きたいのはそのことなんです。それをみんな待っていると思います。お願いします。

今本委員長

ありがとうございました。

では、浅野さん。

傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。本日配布の「参考資料1」で、意見書ナンバー733、『伊賀市水道事業の向う先』と題し、従来の三重県伊賀市の水需要の推計がいかに過大であったかを「伊賀市の水道統計」から5つの主要項目を表にして示しております。

特に伊賀市の将来人口の動向は伊賀水道の根幹を決定する項目であり、これを的確に把握できなければ将来に向け水道事業政策の決定が困難となります。私が指摘しておりますように、平成15年から17年のたった3年間で、行政区域内人口の推計は実績より521人ずれています。1年目で0.18%、2年目で0.19%、3年目で0.53%と、ずれの幅が拡大していっています。人口推計の数理的な性格上、これを修正せず進むと、25年後の2030年度では最低でも13.25%以上の過大人口推計値となることでしょう。例えば7万5000人が実績で、推計は8万4937人であるというぐあいにです。9937人も違うと、その一日平均給水量は4670m³ぐらいになるので、これはばかにできない数値です。

三重県は国立社会保障・人口問題研究所の高い人口推計値にすぎりたい思いでしょうが、当該研究所の過去の推計が悲惨な実績を示している事実は余りにも有名であります。特に出生率の見込み違いは大きく、現に少子化傾向が加速している実態が反映できていないのであります。これ以外にも、民間の大学やシンクタンクが発表しているものが3例、経産省の地域経済研究会のものもあり、これらを総合し、伊賀地域の特性を考慮しつつ分析し直すべきであり、再度見直すべきであります。

話は変わりますが、第50回委員会において傍聴者発言で指摘し、委員会の善処を求めた上、第51回委員会への意見書ナンバー703、『委員会パンフを歪めるもの』の中で、パンフ「新たな河川整備を目指して」が、著作権法の同一性保持権に反し、不当にゆがめられていることや、浸水被害を軽減する内容を改ざんし、解消するとしていることなどの調査、パンフの訂正などを求めています。どうして委員会は動こうとしないのですか。これらの直接責任者は、前庶務のある人物であることはわかっていますが、第65回運営委員会での「パンフの内容確認」が機能していないことは非常に大きな責任であります。今次委員会によって、決着をつけられんことを強く求めます。

今本委員長

では、はいどうぞ。

傍聴者（藪田）

宇治世界遺産を守る会の藪田と申します。私は4年間、この委員会傍聴に参加してきましたが、休止という話が出て本当に残念で、流域委員会の皆さんには頑張ってほしい、このように思うので

す。

今でも流域委員会の休止には反対です。基本方針が決まらない、原案はつくれないという理由で休止と。これは全く道理がないし、納得はできません。河川管理者は今まで培ってきた住民との信頼関係を自らつぶすのかということで、住民の皆さんは怒っています。そこで、私たちは国土交通大臣あるいは近畿地方整備局にも抗議と要請書を出した経過があります。

前回委員会に引き続いて、きょうの部長説明でも全く説得力がないというぐあい思うんです。もともと河川法が改正されて、環境の保全あるいは地元意見の反映制度が導入されたということで、その河川法を実践しようとしたものが淀川水系流域委員会方式であるというぐあいに私は認識をしています。その委員会で出てくる意見が、あるいは結論が気に入らないという意見が出てきたからといって休止したり、あるいは変えると。これは全く河川法の精神、あるいは民主主義には相いれない、そういう問題だと思うんです。

きょうの発言でも、自治体首長から「河川管理者が流域委員会の意見を偏重している」との批判があると、こういうぐあいに言われていますけど、これは事実そうなんですか。河川管理者が実際委員会の意見を偏重したというようなことは私はないと思うんです。ですから、事実に基づかない首長の批判、これは的外れだというぐあいに私は思います。意見の反映の方法は前回も言いましたけど、検討すればよいと思うのですが、それは全く休止の理由にはならないと思います。それから、また首長を検討会に入れるという必要はないというぐあいに思うんです。そういうことを言えば、住民だって検討会に入れてくれと、こういうぐあいに言わんたらんようになると思うんですね。

それから、また部長発言で、透明性、客観性、住民参加、これは基本で変えないという発言があったんですけど、これは当然のことだと思います。問題は継続性が切られると、ここが問題だということを前回も言わせていただきました。どう聞いても、流域委員会を休止する合理的理由は、何回聞いても納得いくものが出てきてません。

それで私が思いますのは、河川管理者はどうも最近、流域委員会を軽視している、ここに陥っていると思うんですね。これをきちっと改めて、やはり河川法の精神に基づいて休止を取り消して、次期委員を速やかに任命する。もちろん公募制も含めてですが、そのことを改めて強く要請しておきたいと思います。

今本委員長

はい、ではどうぞ。

傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。近畿地整谷本河川部長、今日の議論のお話をお聞きになってどうです

か、要望書も淀川水系流域委員会から提出されました。この場で意見交換しませんか。近畿地整布村局長の声明も含めて、本省の冬柴国交大臣の発言、委員の皆さんの意見、住民の皆さんの意見をお聞きになって、どうでしょうかね、今朝の新聞報道をお読みになって。メディア記者会見でつらつら話しされるのは結構です。今、発言してくださいよ。どういう感じをお持ちになっているのか。我々、マスコミも住民も河川関係者、整備局の職員も聞いています。持って帰って布村局長に相談をして、国交大臣に相談してというような手間暇かけているような河川整備計画なら、白紙に戻しなさいよ。どうなんですか、部長。あなたが発言するまで少し黙ってます。まだ言いたいこと、いっぱいありますから。どうぞ。

どうも返事がないみたいなんでちょっと続けます。今本委員長、時間がありそうでないですから。

今本委員長

いや、結構です。ただ、河川管理者にここで答えを強要するのはちょっとご遠慮いただきたいということです。どうぞ続けてください。

傍聴者（酒井）

今朝の京都新聞の切り抜きを持ってきました。これを全部読み上げると時間がかかりそうなので、後で見て下さい。この資料が欲しいということになれば、正式の資料として提出します。今日河川部長は遅れて会場に来られました。この報道内容を見ていると、6日までに近畿地整の方針を決めてしまっています。長くなりますのであえて読み上げません。後でもう一度読んでください。6日で決まっているのにペーパーもなしに、なおかつ遅刻をしてきて、で理解をしてください。どういう魂胆なんですか、部長。これ以上言うと、また今本委員長に怒られますので次に行きます。

もう1つ、今後の委員会運営議論にも非常に関係すると思いますが、先日11月30日、第5回宇治市塔の島地区河川整備に関する検討委員会というのを私は傍聴に行ってきました、発言をしてきました。そこには淀川河川事務所長の吉田さんも見えていましたし、国の中央審議会球磨川流域の委員の中川一さんも見えていました。この議論の中でトンネル分水路案でコンクリートの構造物を河川道に入れる案です。620億の税金をかけて塔の島を守るんだというような、とんでもないような議論です。これにはさすが芦田前委員長も、反対されていました。こういうものが平気で近畿地整から出てきているわけです。

荒唐無稽なことをもう1つ言います。先日、これもMBSで放送された内容なんですけど、スーパー堤防という堤防があるそうです。私はまだ見てません。MBS毎日放送の夕方のニュースで流れました。何と、その前提としている洪水の豪雨の起きる確率は3万2000年に1回の確率で計算をして、なおかつ100年、200年の間、このスーパー堤防なるものを、この淀川工事事務所内で着々と、

着々というものないですけど、数年前から実施されています。その予算の根拠というのが本当に国交省で議論されて、近畿地方整備局も予算どりをして、防災なり災害対策の費用からどう捻出するのか。で、今までの予算措置がどうなのか。これは淀川流域全体でどんな金額になるんですか。このニュースもMBSさんの了解を得れば、流域委員会の資料として詳しく読んでいただけたらと思います。

あとはダムフォローアップの件なんですけど、これは先ほど、今後の議論に任すということになったわけですが、本省の河川局の趣旨が全く、近畿地整内の各ダムの事務所、総合事務所、統括事務所も含めて、わかってないんじゃないか、そういう気がします。その疑念が池淵委員とか、ほかの委員からも出てます。全体を通してきちとした形のを我々流域委員会、住民に示すべきであって、これは日吉ダムですよ、このダムはこうですよというのを出されてもわからない。本気になって今後のダムのあり方についてどうするんだという姿勢が全く見られない。

まだありますが、この辺でやめときます。ありがとうございました。

今本委員長

ほか、よろしいでしょうか。

はいどうぞ。

傍聴者（藪田）

申しわけないです。宇治世界遺産を守る会の藪田です。今、酒井さんのお話があった点で、ちょっと事実誤認の発言があったので発言しておきたいと思います。第5回目の塔の島地区河川整備検討委員会の話ですが、620億円の計画というのは、もともと河川管理者は塔の島地区をオープンカットでやるという計画です。私たちは鹿跳溪谷は景観問題があるからバイパストンネルでやるというのに、なぜ塔の島もバイパストンネル検討ができないのかということで要請してきた中で、一つの考え方としてバイパストンネルをやった場合こうなるというのが620億円の計画であって、バイパストンネルは近畿地方整備局が出したものではありません。委員の発言の中でそういうことも検討しようということで検討されたものであるということで、少し事実誤認があるので発言しておきたいと思います。ですから、これは私たちの要望に基づいた検討内容でもあるんだということです。

今本委員長

はい、わかりました。ほか、よろしいですか。

では、次に移らせていただきます。

〔その他〕

1) 委員会の今後のスケジュール

今本委員長

その他ということで、今後のスケジュールを庶務からお願いします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

今後の会議予定をご連絡させていただきます。その他資料にずっと書いてございますが、一般公開会議についてお知らせいたします。あす12月8日、第6回水位操作ワーキングの検討会がございます。19日に第7回の水位操作ワーキングの検討会。それと、第6回意見聴取反映ワーキング検討会がございます。それから翌年1月5日に、先ほどもちょっとご紹介いたしましたが、琵琶湖部会。1月8日に残りの淀川、木津川上流、猪名川部会をそれぞれ開催いたします。そして、1月11日と1月30日に、それぞれ55回、56回委員会を開催する予定でございます。以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。そのほか何か全般を通じてご注意いただくことございませんでしょうか。きょうは本当に傍聴者の方には長時間お待たせして済みませんでした。

最近、全国で住民を排除した委員会がつくられ出しています。私は長良川河口堰の強行建設が河川法の改正につながったように、今のこういった住民排除の動きが本当の意味での住民参加の始まりにしなければならないのではないかと考えています。そういう意味で、この淀川水系流域委員会のあり方を検討される場合には、ぜひしっかりと検討していただきたいと思います。本当にきょうは長い間お待たせして済みませんでした。これで庶務に返します。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして第54回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 1時37分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。